

令和7年南房総市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 令和7年3月25日（火）午後3時00分開会～午後3時50分閉会
- 2 場 所 丸山分庁舎 2階 第1会議室
- 3 出席委員 教育長 三 幣 貞 夫 教育長職務代理者 小 宮 忠
委 員 岡 崎 俊 明 委 員 庄 司 美 佳
委 員 渡 辺 祐 子
- 4 出席職員 教育次長 加 藤 勉 参 事 林 明 正
教育総務課長 井 野 秀 文 学校再編整備課長 平 井 雅 也
子ども教育課長 込 山 浩 司 生涯学習課長 根 形 貴 洋
子ども家庭支援室長 藤 倉 朋 弘
書 記 教育総務課課長補佐兼総務係長 宇 山 尚 希
- 5 開 会 小宮教育長職務代理者が開会を宣言
- 6 会議録署名人の指名 小宮教育長職務代理者が庄司委員を指名
- 7 会議録承認 令和7年2月21日開催の第2回定例会会議録について承認
- 8 議 事
報告事項
- ① 教育長報告
1点は議会が終了しまして、予算等は全て通過しました。
新年度に向けて長年ずっと続けていたような事業も多いわけですが、まだ目的とか、効果ですね、そういったものを改めて見直し、進めていきたいと思っています。今日は用意しておりませんが、今までは0歳から15歳までの15年教育ということだったのですが、それぞれ担当の方がいろいろ見直しをし、その中から18歳まで範囲を広げて18年教育として、今年度から0歳から18歳までということで、事業を展開しているわけですね。
どの子も税金を収められる存在に、社会と関われるような子供たちを育てたいと思っています。
具体的には特別支援教育だとか、あるいは一人ひとりをより一層、小中学校までの教育に

プラスして、高校との連携は鍵になってくると思います。私からは以上ですと報告。

② 各課報告

ア 井野教育総務課長が、幼稚園、小中学校卒業式について報告・説明

イ 平井学校再編整備課長が、富山地区学校再編検討委員会第4回会議について報告・説明

ウ 込山子ども教育課長が、南房総市園長・校長会議⑥について報告・説明

エ 藤倉子ども家庭支援室長が、親子きずなの教室（両親学級）⑥、3歳児健康診査⑥、4か月児・9か月児相談⑫、1歳6か月児健康診査⑤、産後ケア事業（通所型（集団））④について報告・説明

オ 根形生涯学習課長が、第36回小野派一刀流流祖忠明旗争奪関東小学生剣道大会、第47回長狭街道駅伝競走大会、南房総市つどい大会、旧尾形家住宅一般公開、安馬谷八幡神社御神的神事、読み聞かせボランティア研修会、第29回春季フットサルフェスティバル、令和6年度第2回図書館協議会、令和6年度南房総市PTA連絡協議会広報紙コンクール審査会について報告・説明。

(質疑)

庄司委員 子ども家庭支援室でたくさんのいろいろ教室とかいますか検査とか相談会とかあるのですが、お母さん以外が参加する例はありますか。

藤倉子ども家庭支援室長 親子きずなの教室などは、これから子どもが生まれるという意味で、生まれる準備の教室なのですけれどもお父さんも一緒に来られて、一緒に入浴の準備だとか、出産に向けての準備などをやっております。

庄司委員 お父さんが1人で健診とかで連れてくるというようなことがありますか。

藤倉子ども家庭支援室長 あまりありません。

議決事項

議案第8号 「南房総市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」
井野教育総務課長が資料に基づき説明。

(質疑)

岡崎委員 援助費奨励費とか給付金については、これまでは扱っていなかったってことなのですか。扱っていたけれども、文言が入ってなかったから今回から入れましょうってことですか。

藤倉子ども家庭支援室長 これまで要保護児童・準要保護児童生徒助成費と特別支援教

育就学奨励費につきましては取り扱いを行っておりました。

今回新たにですね奨学給付金を追加するにあたりまして中学校の就学に関わる援助費奨励費も行っているということで明示をするものでございます。

これまでは16条の4号で特別支援教育に関すること、5号の教育相談に関することで含めておりましたが、新たに明示するというものでございます。

岡崎委員 先ほど教育長がおっしゃられた0歳から18歳までの教育が、こうやって規則の中にもきちっと明文化されるってことで理解してよろしいでしょうか。

藤倉子ども家庭支援室長 高校等の奨学資金も市の給付金もありますので、18歳までということで、例規的にも明記されているものとなります。高等学校等奨学給付金事業につきましてご説明を申し上げます。

事業の目的ですけれども、高等学校等の高校生等が安心して教育を受けられるよう、一定の要件を満たした低所得者世帯を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減し、高校生等の就学を支援するため奨学金給付を支給するための経費でございます。

財源につきましてはふるさと納税を考えております。利用人数ですけれども、現在中学校の就学援助を使っている方々が高校に進学する際に、千葉県でも同様の制度があるのですが、生活保護世帯と非課税世帯以外の子供が漏れてしまうということがありましてそこを横出しの形で支援していくというような制度となります。

現在のところ20名程度を見込んでいるところでございます。

したがって対象者は生活所得が生活保護基準額の1.5倍以下であるということ。あと、保護者と高校生が南房総市に住所があるということ。高校生が在籍し、実際に修学しているということを要件としております。

対象者から除外されるということですが先ほども少し話しましたが千葉県の制度がございまして、その関係で生活保護受給世帯と非課税世帯につきましては、対象外となっております。

あと、千葉県の給付金を受給している場合ですか、高校生が休学している場合あとこの制度自体が20歳までということで年齢制限をしておりますのでそういった方は対象から除外されるということがございます。

支給額につきましては、公立高校の第一子につきましては13万1,500円、第二子につきましては14万3,700円。私立高校につきましては、第一子、第二子に関係なく15万2,000円となります。

公立学校の通信制の高校生につきましては5万500円、私立高等学校の通信制の高校に

つきましては、5万2,100円ということで千葉県の給付金額に合わせる形で給付を考えております。

岡崎委員 こういう給付金制度があるということを知った市民の方保護者がその制度を知って、それを申し込んで申請してくるっていう形に

なってくると思うのですがそういう制度があるのを知らなくてせつかくの給付金制度が活用されないっていうこともありうるかもしれませんので、その辺はどうでしょうか。

藤倉子ども家庭支援室長 周知につきましては広報ホームページをベースにしまして、今年からLINEで適正な年齢の登録者にプッシュで送るような形のものがあるので、そういったものを利用、あとは房日新聞等で周知をしていくような形を考えております。

小宮教育長職務代理者 奨学金の場合ですと、学校の成績が一定以上ないといけないっていうのがありますけれども、これはそういうことはありませんか。

藤倉子ども家庭支援室長 それはございません。

質疑後全会一致で承認された。

議案第9号 「南房総市外国語指導助手の就業に関する規則の一部を改正する規則の制定について」井野教育総務課長が資料に基づき説明。

(質 疑)

岡崎委員 規則の内容というよりも、本市の現状ですけれども、13条にある特別休暇ですけれども本市のALTの場合、お子さんを養育している方とかいらっしゃるのですか。

井野教育総務課長 どうでしょうか本市ではお子さんがいる方がいたことは聞いたことはありません。

岡崎委員 24ページにあるこれは、拘禁刑っていうふうに名称を国が変わるわけですね。

井野教育総務課長 この4月から刑法が変わるのですけれども、懲役刑・禁固刑が合わさります。

庄司委員 外国語指導助手は、5年が最長ですか。継続年数平均的にどのくらいですか。

報酬は他市も同じですか。

井野教育総務課長 5年の方もいらっしゃいますし、1年の方もいらっしゃいます。

JETプログラムを採用している県内の自治体も、この金額になっていると理解しています。

質疑後、全会一致で承認された。

議案第10号 「南房総市学校外教育サービス利用助成事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について」 込山子ども教育課長が資料に基づき説明。

(質 疑)

小宮教育長職務代理者 今まで偽造によるトラブルっていうのはありましたか。

込山子ども教育課長 ありませんでした。

質疑後、全会一致で承認された。

議案第11号 「南房総市社会教育関係団体活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」 根形生涯学習課長が資料に基づき説明。

質疑なく全会一致で承認された。

議案第12号 「南房総市立千倉小学校の敷地の変更について」 平井学校再編整備課長が資料に基づき説明。

質疑なく全会一致で承認された。

議案第13号 「南房総市図書館協議会委員の委嘱について」 根形生涯学習課長が資料に基づき説明。

質疑なく全会一致で承認された。

協議事項 南房総市教育委員会事務局職員事務補助執行規則の一部を改正する規則に係る協議について井野教育総務課長が資料に基づき説明。

(質 疑)

岡崎委員 先ほどの教育委員会行政組織規則でも同じようなものが入っていましたが、出産子育ての応援給付が妊婦のための支援給付になって、名称が変わっただけなのですか。それとも早い段階から何かその支援するとか、内容が変わったのでしょうか。

藤倉子ども子育て支援室長 今まで出産子育て応援給付金ということで、国の予算事業のような形だったのですけれども、制度の見直しがありまして、面談等をする妊婦等包括相談支援事業につきましては児童福祉法に規定されるようになりました。妊婦のための支援給付につきましては、子ども子育て支援法に規定されるということで、法定の事業になったということがまず一つ変更点です。内容につきましては、特に大きくは変わっていません、妊娠か

ら出産までにおおむね3回程度の面談と、妊娠段階での給付金と出産のときの給付金ということなのですが、変わった点としましては、妊娠時の給付金が今までは流産とか死産の場合は含まれていなかったのですが、今回から含まれるようになったということ、出産の場合は今まで出産1回あたりでしたが、制度としては大きく変更はありません。相談支援と経済的な支援を一体的にするというような制度そのものの変更は特にはございません。ですが、胎児数によって金額が変わるといったところが変わった点がございました。

その他

込山子ども教育課長から、前回の定例教育委員会の中で、令和7年度予算新規事業で説明した、読むワークシートについて資料に基づき説明。井野教育総務課長から、次回定例会の開催日について説明があり、第4回定例会を4月22日（火）に丸山分庁舎で開催することで決定した。

9 閉 会 小宮教育長職務代理者が閉会を宣言

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和7年4月22日

南房総市教育委員会 教育長 三 幣 貞夫

南房総市教育委員会 署名人 庄 司 美 佳

南房総市教育委員会 書記 宇 山 尚 希